

山梨県第5世代移動通信システム（5G）推進本部設置要綱

（設置）

第1条 山梨県における第5世代移動通信システムに係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、山梨県第5世代移動通信システム（5G）推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 本部は、本部会議及び連絡会議をもって構成する。

（本部の構成）

第3条 本部に本部長、本部長代理及び副本部長を置く。

2 本部長は知事を、本部長代理は副知事を、副本部長は総務部長をもって充てる。

（本部会議）

第4条 本部会議は、次の事項を協議する。

- （1）第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）に係る基本的かつ総合的な施策の推進に関すること。
- （2）5Gに係る施策の総合調整に関すること。
- （3）その他必要と認められる事項に関すること。

2 本部会議の構成員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 本部会議は、本部長が招集し、総理する。

（連絡会議）

第5条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）本部会議から指示された事項の調査・検討に関すること。
- （2）5Gに係る施策・事業の調整に関すること。

2 連絡会議の構成員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 連絡会議に座長を置き、総務部情報政策課長をもって充てる。

4 連絡会議は、座長が招集し、掌理する。

（庶務）

第6条 本部の庶務は、総務部情報政策課において行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月26日から施行する。

別表1（本部会議）

本 部 長	知 事
本部長代理	副 知 事
副 本 部 長	総務部長
本 部 員	公営企業管理者 教育長 警察本部長 知事政策補佐官 総合政策部長 オリンピック・パラリンピック推進局長 県民生活部長 リニア交通局長 防災局長 福祉保健部長 子育て支援局長 森林環境部長 エネルギー局長 産業労働部長 観光部長 農政部長 県土整備部長 会計管理者 林務長

別表2（連絡会議）

座 長	情報政策課長
構 成 員	各部局等企画調整主幹等 警察本部警務課企画室長